

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 88-2
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

病院

保険医協会 FAX 情報 No88 追加情報について

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。5月31日付で「新型コロナウイルス感染症に係る施設基準等に関する取り扱いについて」が発出されました。この事務連絡により、当会が5月29日に発行した保険医協会 FAX 情報 No.88 に掲載しました、5月末で終了する取り扱いについて一部変更がありますので、ご連絡いたします。

<変更前>

取り扱い	現行	6/1～
検査料の算定	<ul style="list-style-type: none">小児科外来診療料、地域包括診療料など、検査料を包括する点数とは別に検査の実施料と判断料を算定できるDPC 対象病院、特定機能病院、及び療養病棟入院基本料や救急救命入院料など検査料を包括する点数とは別に検査の実施料と判断料を算定できる	終了
薬剤料の算定	<ul style="list-style-type: none">在医総管など投薬料を包括する点数とは別にコロナ治療薬の薬剤料を算定できる	
施設基準の取り扱い	<ul style="list-style-type: none">入院料の施設基準の「月平均夜勤時間数」、「看護要員の数及び比率等」に1割以上の変動があった場合、報告の対象となった最初の月から3か月を超えない期間に限り変更の届出を行わなくてもよい	

<変更後>

該当する場合に地方厚生局に報告した場合、施設基準の取り扱いが令和7年3月31日まで延長されました。

取り扱い	現行	6/1～
施設基準の取り扱い	<ul style="list-style-type: none">入院料の施設基準の「月平均夜勤時間数」、「看護要員の数及び比率等」に1割以上の変動があった場合、報告の対象となった最初の月から3か月を超えない期間に限り変更の届出を行わなくてもよい	令和7年 3月31日 まで継続

通知の本文は右記二次元コードから入手できます。

